

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月26日	
長野県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県名古屋市中区錦1-5-11	
氏 名 飛島建設株式会社 名古屋支店	
執行役員支店長 阪口 朗	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 052-218-5760	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	飛島建設株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区錦1-5-11
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	1,910,642万円
③従業員数	139名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) がれき類、木くず等は再生中間処理業者に委託し、再生処理された品目を再利用するよう指導している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類、木くず等の再生処理委託の推進を図る。 梱包材等を極力持ち込まないように、納入業者に要請する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ、金属くず、紙くず等を分別し、再生委託や有価物処理、資源回収に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物を更に分別や選別し、排出量の削減を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	がれき類、木くず等は再生中間処理業者に委託		

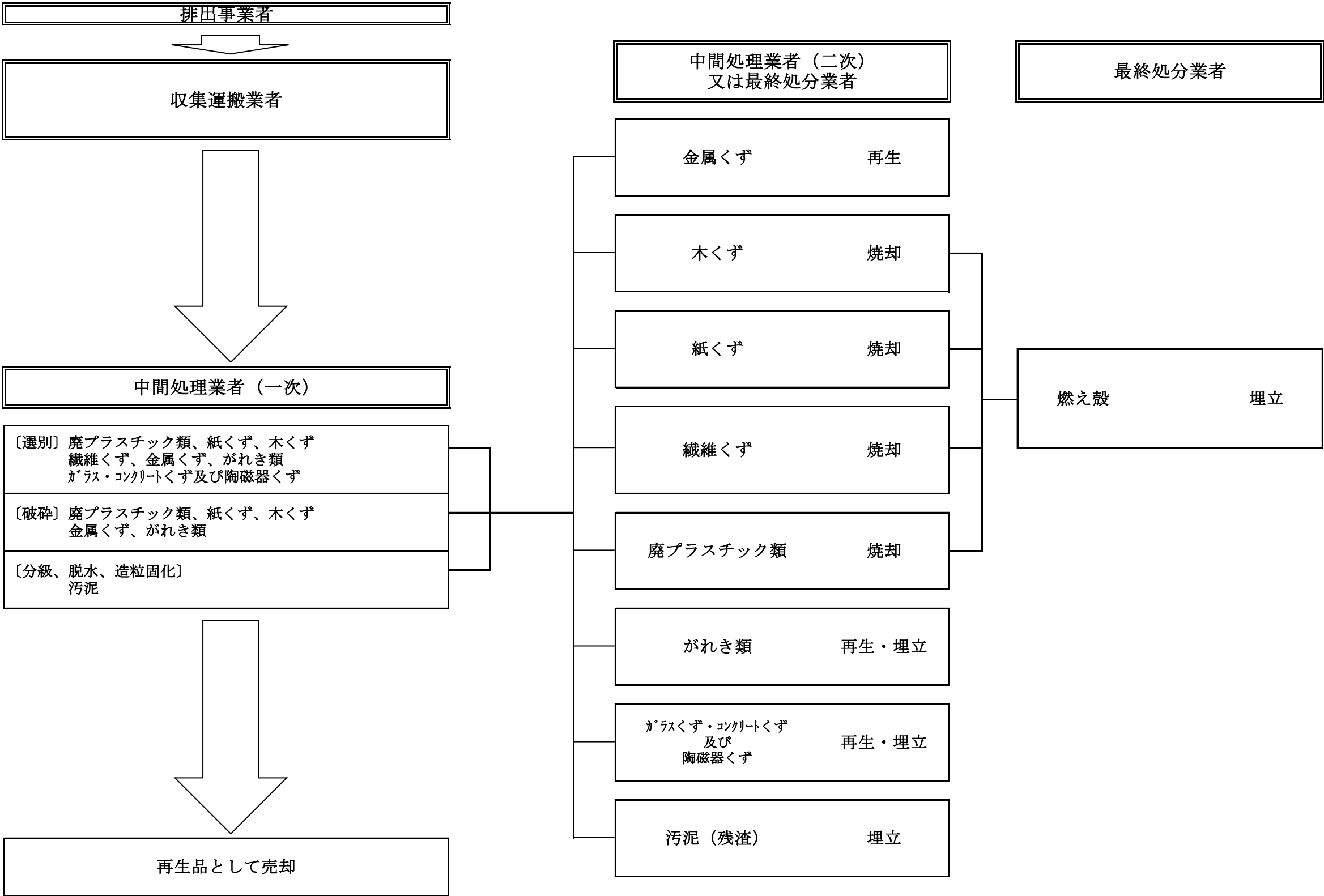
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生中間処理業者への処理委託の推進を図る。 資材納入業者に梱包材の搬入量削減について指導する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

建設廃棄物処理フロー図



別添2 管理体制図

作業所
環境

環境管理責任者（作業所長）	
作業所長名記入	環境行動計画実施責任者 教育訓練責任者
環境管理責任者代理	
主任名記入	教育訓練実施責任者 文書記録管理責任者
環境管理実務担当者	
	監視測定責任者(水質、振動、騒音、その他)
	廃棄物管理責任者
	教育訓練実施担当者
	日常管理点検担当者（低振動・騒音機械使用他）
協力会社代表者	

平成 年 月 日

作業所の環境管理の責任者として環境管理に関する方針の立案と推進を行う。作業所環境保全推進委員会を運営する。	
環境管理責任者を補佐し、環境管理に関する活動計画の策定と環境管理や産業廃棄物適正処理の実施を指示する。	
作業所の環境管理に関する実務を行う。	

産業廃棄物処理責任者
産業廃棄物処理施設・技術管理者

特別管理産業廃棄物管理責任者

網掛け：届出施設・作業がある場合に記入する。

作業所

令和6 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量				優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法 律	1 燃え殻																				
	2 汚泥	937.20	843.48	—	—	—	—	—	—	—	—	937.20	843.48	0.00	0.00	937.20	843.48	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 廃油																				
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	77.26	69.54	—	—	—	—	—	—	—	—	77.26	69.54	3.15	2.84	74.11	66.70	0.00	0.00	0.00	0.00
政 令	1 紙くず	41.40	37.27	—	—	—	—	—	—	—	—	41.40	37.27	3.15	2.84	38.25	34.43	0.00	0.00	0.00	0.00
	2 木くず	2,177.12	1,959.41	—	—	—	—	—	—	—	—	2,177.12	1,959.41	1.65	1.49	2,175.47	1,957.92	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 繊維くず																				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	12.20	10.98	—	—	—	—	—	—	—	—	12.20	10.98	0.00	0.00	12.20	10.98	0.00	0.00	0.00	0.00
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.30	11.07	—	—	—	—	—	—	—	—	12.30	11.07	12.30	11.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8 鉱さい																				
	9 がれき類	2,787.47	2,508.73	—	—	—	—	—	—	—	—	2,787.47	2,508.73	9.32	8.39	2,778.15	2,500.34	0.00	0.00	0.00	0.00
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理したもの																				
建設混合廃棄物		139.46	125.51	—	—	—	—	—	—	—	—	139.46	125.51	139.20	125.28	0.26	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		6,184.41	5,565.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,184.41	5,565.99	168.77	151.91	6,015.64	5,414.08	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量